

新潟市における支援の実施状況

協 定 書

新潟市（以下「甲」という。）及び新潟市一般廃棄物し尿（浄化槽汚泥も含む。以下同じ。）処理業者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、下水道の整備等により、し尿処理業及び浄化槽清掃業を営む乙について、その業務量に減少が生じるため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和 5 0 年法律第 3 1 号、以下「合特法」という。）が制定された趣旨に鑑み、乙の業務の安定を保持すると共に、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

（一般廃棄物処理業等の業務の安定のための措置等）

第 2 条 甲は、下水道の整備等により、業務の縮小又は廃止を余儀なくされる乙に対し、長年にわたり甲の自治事務を代行し、公衆衛生の向上と、生活環境の保全に従事してきた経緯から、その責任において、次の各号の措置等を行う。

- (1) 合特法第 3 条第 1 項の規定による経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業に関する計画を策定する。
- (2) 合特法の趣旨に基づき、乙の業務の安定の保持のための措置を講じ、実施する。

（覚書の締結）

第 3 条 前条各号に規定する措置等を実施する際の詳細については、別途覚書により随時定める。

（協 議）

第 4 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

甲 新潟市中央区学校町通一番町 6 0 2 番地 1

新潟市長 篠 田 昭

乙

新潟市における支援体制

【新潟市】

新潟市下水道の整備等に伴うし尿・浄化槽汚泥処理問題
検討委員会（庁内検討委員会）

- 委員
- ◎環境部長
 - 環境部廃棄物対策課長
 - 環境部環境対策課長
 - 環境部廃棄物政策課長
 - 環境部廃棄物施設課長
 - 土木部土木総務課長
 - 下水道部経営企画課長
- ◎：委員長 ○：副委員長

- 所掌事務
- ① 合理化事業計画の策定に関する事項
 - ② 合特法の趣旨に基づく支援措置に関する事項
 - ③ 合特法の調査・研究に関する事項
 - ④ その他必要と認める事項

環境部

- 幹事
- 委員の課に所属する関係係長をもって構成

- ① 合理化事業計画策定
- ② 経営安定化の施策立案
- ③ 連絡会との協議・調整

支援措置の実施

- 新潟市し尿・浄化槽協議会
- ・ (株)新潟市環境事業公社
 - ・ 新潟地区代表業者 (3)
 - ・ 新津地区代表業者 (1)
 - ・ 白根広域代表業者 (2)
 - ・ 豊栄地区代表業者 (1)
 - ・ 亀田、横越地区代表業者 (1)
 - ・ 西蒲地区代表業者 (2)

- 協議調整
- ① 適正化措置に関する市との協議
 - ② 業者の意見取りまとめ
 - ③ 業者間の連絡調整
 - ④ その他協議会の目的達成に必要な事業

[新潟地区連絡会]

業者名	台数
(株)新潟市環境事業公社	10
稲田清掃工業(株)	3
中野清掃(有)	1
(株)エヌエスケイ	2
(株)伏見清掃	4
金子清掃(有)	2
(株)横山	6
(株)ライフサポート渡辺	4
(有)積新商会	4
9業者	36

[新津地区連絡会]

業者名	台数
(有)田中衛生センター	2
(有)ひまわり	7
(株)浄化槽技術センター	1
3業者	10

[白根広域連絡会]

業者名	台数
越後清掃	3
(有)佐藤衛生工業	5
(有)とがわ	3
(有)ヌカワクリーンサービス	4
長谷川清掃	2
(株)横山	
5業者	17

[豊栄地区連絡会]

業者名	台数
環境整備(株)	4
(有)協立衛生工業	3
2業者	7

[亀田・横越地区連絡会]

業者名	台数
(有)亀田横越衛生工業社	1
(有)ホクタクリーン	2
(有)郷土衛生社	1
3業者	4

[西蒲地区連絡会]

業者名	台数
(有)岩室清掃社	4
西川衛生社	2
(有)潟東環境保全工業	3
(有)西蒲衛生社	4
(株)巻衛生社	3
(株)西川クリナー	4
6業者	20

合計	28業者	94
----	------	----

注1 台数はバキューム車の保有台数

注2 白根広域の横山の車両台数は新潟地区でカウント

転換先業務一覧表

平成26年4月1日現在

	委託業務名	提供地区	業務の内容	H26委託額 (千円)	H25委託額 (千円)	H24委託額 (千円)
1	亀田一般廃棄物最終処分場 特定5品目処理等業務	新潟、豊栄、 亀田・横越地区	・ 亀田一般廃棄物最終処分場に搬入される、特定5品目及び枝葉・草等の処理、計量 ・ 特定5品目の破袋、選別作業	17,717	8,600	8,600
2	旧亀田町プラスチック類 収集運搬業務		・ 亀田地区の家庭から排出されるプラスチック類の収集運搬業務	14,674	14,022	13,825
3	プラスチックセレクトセンター 不適物可燃残渣運搬業務		・ プラスチックセレクトセンターから排出される不適物可燃残渣を亀田清掃センターへの運搬	2,677	1,916	—
4	プラスチックセレクトセンター 不適物不燃残渣運搬業務		・ プラスチックセレクトセンターから排出される不適物不燃残渣の赤塚埋立処分地への運搬	172	17	—
5	資源再生センター可燃残さ 運搬業務		・ 資源再生センターから排出される可燃残渣の亀田清掃センターへの運搬	476	397	—
6	資源再生センター不燃残さ 運搬業務		・ 資源再生センターから排出される不燃残渣の太夫浜埋立処分地への運搬	446	375	—
新潟、豊栄、亀田・横越地区 小計				36,162	25,327	22,425
7	旧新津市の粗大ごみ 収集運搬業務	新津、 白根広域地区	・ 新津地区の家庭から排出される粗大ごみの収集運搬	7,741	8,036	8,929
8	新潟プラスチック油化センター 不適物可燃残渣運搬業務		・ 新潟プラスチック油化センターから排出される不適物可燃残渣の亀田清掃センターへの運搬	5,054	4,744	—
9	新潟プラスチック油化センター 不適物不燃残渣運搬業務		・ 新潟プラスチック油化センターから排出される不適物不燃残渣の太夫浜埋立処分地への運搬	313	322	—
10	西蒲区ペットボトル・乾電池 拠点回収業務	白根広域地区	・ 西蒲区の回収拠点に排出されるペットボトル・使用済乾電池の回収運搬	2,364	2,298	—
新津、白根広域地区 小計				15,472	15,400	8,929
11	巻処理センター脱水汚泥 運搬業務	巻広域地区	・ 巻処理センターから排出される汚泥・し渣の鎧淵クリーンセンターへの運搬	2,592	2,520	2,231
12	学校給食残渣収集運搬業務		・ 市内直営給食実施校及び学校給食センターから排出される給食残渣の収集運搬（㈱不二産業へ搬入）	8,254	7,960	3,145
巻広域地区 小計				10,846	10,480	5,376
合計				62,480	51,207	36,730